

『CO患者は金鷄勲章』

会社側、上野証言に怒り

9.28裁判
47回公判

金員治の認定によるまで、昭和十八年の患者同様、組合と会社の協定を適用されたことを繰り返して述べ、「三十八年災害の患者との比較では傷害等級が七級以上が一人もなく、九級以下で級外者も若干名いたように非常に軽い患者ばかりだった」と証言しました。

会社側の雪竹、藤瀬医師らも、「CO濃度が低い場合にはCOマスキの使用には関係なく症状が出ていないし、自覚症状を訴えただけでCO患者になっている」と、論文を書いているように「九・二八CO患者は、たいたことにはない。三池炭鉱の政治的な闘争もあって労災認定については、労基署は会社からの申し入れには反対し、組合の言いがままになっている。その結果、会社としても十分な補償をしてきたのである。CO患者という、金鷄勲章」を持っていれば何んでもできる」といのが三池炭組にはある」と、大災害の責任のいかげらもない、CO患者と三池炭組を憎悪する証言に、傍聴席



「CO患者という金鷄勲章を持っていれば何んでもできる」と暴言を吐いた証言だったが、都合の悪い所は「わからない」と逃げた。(公判終了後の報告集会の模様)

から抗議の声をあげた。原告側本多弁護士による反対尋問では、浦田係員の測定した火災発生後のCO濃度と時間の関係について、「CO濃度が変化しているのはなぜか。三十分間に十倍の濃度になったのはなぜか。その間はどのくらいだったのか、と追及される」と「私は専門家でないのだから測定は火災発生後、会社からの指示でやったのか(指示でなく浦田係員の自主的な判断で、煙の濃い所で測定した資料であり、十分打ち合わせしてはいた)と浦田係員は言っていた。測定された位置、姿勢はどのようだったのか、と追及される」と「私にはわかりません」とタジタジになり、それでは本人に出てきて証言させてはと言われると、「わかりません」。あとは黙して語らず、浦田係員の消息もわからないと証言するありさまでした。本人が出てくると大変困ることがいっぱいあるよとです。

時間切れで上野証人に対する反対尋問は、次回十月三十一時からひきつづき行われることになりました。その後会社側は、天領病院の奥園現院長を証人に申請し、医学的に反証するよと、いよいよ終わりの段階にきました。

原告団の団結と統一を今ほど強めなければならぬ時はないと思えます。(原告団、藤田幸次郎・記)

雪竹証言を補強

会社側、奥園天領病院院長が証言

11.9裁判
57回公判

六月十日午後一時十分から福岡地方裁判所で、十一・九裁判の第五十七回公判が開かれ、奥園裕三三井天領病院院長に対する会社側弁護人の主尋問が行われました。

奥園医師は大災害当時、天領病院の第一内科副院長で、救急活動とCO患者の意識障害調査について証言しました。

主な証言内容は――

「事故当時は病棟を回診中で、ドンという音がかしてガラスがヒリヒリ響いた。」

「病院長の指示で田中院長とともに宮浦釜へ行き、五時二十五分頃炭車に乗って入坑した。」

「十一月十九日に一斉検診を行っていた者が感じている者がおり、ブドウ糖、ビタミン剤、強心剤などを注射した。」

「調査内容を十二月はじめ頃に奥園医師の証言は、前回証人として出た雪竹医師の証言を補強することをねらったもので、次回の七月二十九日に原告側の反対尋問が行われます。」

証人尋問のあと、会社側から第十三準備書面が提出され、CO患者の時効起算点について、四十一年十月末の労働省の認定(治ゆ、経過観察、長期)を主張しました。この主張については原告側はできるだけ早く反論することになっています。(原告団、小川絃志・記)

三池炭鉱の歴史の中から

災害歴史の反芻

武松輝男

その四
第十回

大正七年の万田坑米騒動、その六年あとの大正十三年、大牟田全域を揺すった三池争議について、各所からさまざまな評価と論評が行われている。

それぞれの拠りつ立場によつて、評価と論評が異なるのはやむを得ないが、外側からみた出炭量や採炭員一人あたりの出炭高などの増減だけで、この三池争議の、労働者の効果と勝敗が語られると、いさかか困惑してしまう。それは、三池炭鉱調査資料の大正十三年六月の切羽および出炭一人あたり

当時の切羽をみると、大浦坑は木積式柱引、宮原一坑は充てん式柱引、宮原二坑も同じく充てん式柱引、宮浦坑は地山と充てん式柱引、勝立坑は木積・充てん式柱引、万田坑は地山と木積・充てん式柱引、四山坑は地山と充てん式柱引であった。

充てん式柱引採炭法は、充てん土砂の搬入いかんが命綱。その充てん土砂の搬入が争議で半減している。

採炭夫、運炭夫の出役は、大浦坑と宮浦坑が二十パーセント程度



減っているだけで、宮原一坑、宮原二坑、勝立坑、万田坑は百パーセントを超過している。それに引きかえ支柱夫、神取夫、馬夫などの坑内夫は宮原一坑、万田坑、四山坑を除いて、大浦坑、宮原二坑、宮浦坑勝立坑は二十から四十パーセントも激減している。

このようにみてみると、三池争議というのは坑夫と呼ばれる採炭夫・運炭夫ではなく、職夫などと呼ばれた一般坑内夫によって支えられ、闘われたといつてよいのではない。

出来高制の賃金体系をもった職種がいかに加担に参加しにくいものであるかを端的にあらわしたものが、むしろこのことよりもっと恐ろしいのは、前述している記録本文がもっている意味である。

数字というのはおかしなもので表されてしまつて一人歩きを

算の遂行は満たされぬ。そこで無理をする。人あたり出炭量を上げるため争議時の平常より減った人あたりの出炭量が有効に活用される。

三池炭鉱「瓦斯炭塵爆発豫防に関する研究資料」に記述されているが、三池争議の次の年、大正十四年の四山坑瓦斯爆発、三年後の(昭和三年)同じ四山坑瓦斯爆発、四年後(昭和四年)の宮原坑瓦斯炭塵爆発、五年後(昭和五年)の万田坑瓦斯炭塵爆発、そして十一年後(昭和十年)の四山坑自然発火などは、満州事変などの社会情勢の変化に味付けされながら石炭の増産が三池争議を軸に求めたことと起きたのであろう。

一転して、昭和十五年の三池争議後の災害の激発は、大正三池争議後の災害の激発と反芻しないか。(カットも筆者)

短 信

85春闘結果は「不十分」

総評批評で総括と方針案

総評は五月三十一日、拡大評議員会を開き、七月の総評大会に出す運動方針案を提案しました。

方針案は、春闘の再構築と労働者の金的統一対応などを骨子としたものですが、あいさつした黒川議長は、八五春闘の約五パーセントの賃上げ結果について「有利な条件下の闘いでありながらも不満な結果に終わった」と表明、方針案では、春闘結果について、働体制を重視する方針です。



CO患者の意識障害調査、について会社側の証言だった。(公判後の報告集会で)